

どう守る、老後の財産・「成年後見制度」

社会福祉士・行政書士事務所 あるく
代表 小倉弘幸

はじめに

世上、新聞紙上をにぎわしている、認知症高齢者に対する悪徳訪問販売など、老後の財産への侵害からどう守るのか、成年後見制度等についてお話します。

制度の具体的内容については別の機会に譲ることにして、今回はなぜこうした制度が必要なのか、どのようにして財産が守られるのか、この制度も万能ではないことなど、制度の根本にある考え方をご紹介します。

私たちの社会は「契約社会」

なぜ、こうした「成年後見制度」のような制度が必要であるかといえば、それは、私たちの社会が「契約社会」であり、すべてのことが契約で成り立っている社会であるからです。そこでは、一人一人が、契約内容について十分な判断能力を有している人であることが大前提になっています。

そうした社会で、成年を後見する制度がないとしたら、認知症高齢者などは、それこそ悪徳訪問販売業者のなすがままになってしまい、なけなしの老後資金が食べ物にされてしまいます。

また、契約の一方当事者に判断能力がなければ、相手方は有効な契約を結ぶことが出来ず、その結果、その本人は、生活に必要な物品を購入したり、必要なサービスを受けたりすることができなくなってしまいます。

とくに、福祉・介護サービスについては、2000年の介護保険制度の導入に伴い、従来の行政「措置」によるものから、判断能力を備えた利用者とサービス提供者との利用「契約」によるものになり、この判断能力を欠く本人に代わって、利用契約を結ぶことが出来る制度がなければ、介護サービスすら受けられなくなってしまいます。

どのようにして、財産を守るの？

民法は、成年後見制度の中で「代理」「取消し」「同意」という法律行為によって、その財産を守ろうとしています。

1. 代理・・・判断能力が欠けている人に代わって契約をして、その人に必要なものを買ったり、サービスを受けたりできるようにすること。
==成年後見制度①「後見」
2. 取消・・・判断能力が欠けている人または、著しく不十分な人が行った行為を取消して、財産を取り戻すようにすること。
==成年後見制度①「後見」②「保佐」
3. 同意・・・判断能力が不十分な人が契約をするには、「同意」が必要としておいて、その「同意」がなくなるとなされた契約は後から取消することが出来るようにして財産の回復を図るようにすること。
==成年後見制度②「保佐」③「補助」

この成年後見制度も万能ではない・・・

この成年後見制度がなければ、悪徳業者の理不尽な契約でも、裁判に訴えた場合、こちら側が、契約当時正当な判断能力がなかったことを立証しなければなりません。それは大変困難なことですから、その立証なくして取り消しが可能になったことは大変有意義なことではあります。しかし、「代理」行為を除いては、あくまで事後救済措置です。トラブルを未然に防止する制度ではありません。

法定後見制度と任意後見制度など

成年後見制度は、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。法定後見制度は、事理を弁識する能力の状況に応じて、さらに「補助」「保佐」「後見」の3つに分かれます。

また、同様の事業として「地域福祉権利擁護事業」があります。各制度の概要については、下表にまとめて掲載しておきます。



	【制度名】	【利用するのは】	【サポート内容】
小 ↑ サ ポ ー ト 必 要 性 ↓ 大	地域福祉権利擁護事業	日常生活に手助けは必要だが、契約を結ぶことはできる人	・生活支援 ・金銭管理 ・財産保全
	任意後見制度	現在は判断力に問題がないが、将来に備えたい人	・介護サービスの規約や財産の管理などに関する事柄を中心に自分で範囲を決定する ・法定後見にある取消権はない
	法定後見制度	類型① 補助 判断力が不十分な人	本人の同意のもと、補助人等の請求により、家庭裁判所の審判を経て、同意権と代理権を与えることができる。
類型② 保佐 判断力が著しく不十分な人		本人が行おうとしている一定の行為について同意を与える権限を持っている。一定の行為とは、重要な財産を処分するなどの行為をいう。	
	類型③ 後見 通常の状態では判断力が欠けている人	本人の財産に関する法律行為を本人に代わって包括的に行うことができる。	

【用語解説】

●地域福祉権利擁護事業

判断能力が低下した高齢者などが住み慣れた地域で自立して生活できるように日常的な金銭管理、介護サービスの紹介など日常生活を支援する事業。社会福祉協議会が実施主体となり、生活支援員がこれにあたる。1999年に始まった厚生省（現厚生労働省）による事業。

●任意後見制度

高齢者などが判断能力の十分なうちに、将来判断能力が衰えたときにはどのような財産管理や医療、介護をして欲しいかについて後見人となるべき者と

任意後見契約をする制度。1999年、成年後見制度と共に導入された。（これまでの後見制度が発症などの後に親族等の申請で行われるのに対し、事前の本人の意思を尊重している）

●法定後見制度

判断力が衰えたり、認知症高齢者、知的障害者など自分自身の権利を守ったりすることが十分でない人の財産管理や身上監護を支援する制度。1999年民法改正で導入され、2000年4月施行。